

第4回（12月）定例会提案事件表

- 46 議案第 82 号 市長、副市長及び常勤監査委員の給与条例の一部を改正する条例制定の件
- 47 議案第 83 号 市長、副市長及び常勤監査委員の給与条例等の一部を改正する条例制定の件

市長、副市長及び常勤監査委員の給与条例の一部を改正する条例制定の件

市長、副市長及び常勤監査委員の給与条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月28日提出

西宮市長 石井 登志郎

西宮市条例第 号

市長、副市長及び常勤監査委員の給与条例の一部を改正する条例

市長、副市長及び常勤監査委員の給与条例（昭和31年西宮市条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

33 令和5年12月に支給する期末手当に関する第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の220」とあるのは、「100分の220（市長にあつては100分の176、副市長にあつては100分の187）」とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参考)

○提案理由

本市の厳しい財政状況に鑑み、市長及び副市長の期末手当の減額を行うため。

市長、副市長及び常勤監査委員の給与条例等の一部を改正する条例制定の件

市長、副市長及び常勤監査委員の給与条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月28日提出

西宮市長 石井 登志郎

西宮市条例第 号

市長、副市長及び常勤監査委員の給与条例等の一部を改正する条例

(市長、副市長及び常勤監査委員の給与条例の一部改正)

第1条 市長、副市長及び常勤監査委員の給与条例(昭和31年西宮市条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

34 令和6年1月1日から同年12月31日までの間、第3条の規定の適用については、同条第1号中「1, 206, 000円」とあるのは「964, 800円」と、同条第2号中「974, 000円」とあるのは「827, 900円」と、同条第3号中「660, 000円」とあるのは「627, 000円」とする。ただし、市長等の退職手当支給条例第3条の規定の適用については、この限りでない。

(教育長の給与等を定める条例の一部改正)

第2条 教育長の給与等を定める条例(昭和31年西宮市条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

24 令和6年1月1日から同年12月31日までの間、第3条第1項の規定の適用に

については、同項中「８２７，０００円」とあるのは、「７８５，６５０円」とする。

ただし、市長等の退職手当支給条例第３条の規定の適用については、この限りでない。

(上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第３条 上下水道事業管理者の給与に関する条例（昭和４１年西宮市条例第４８号）の一部を次のように改正する。

付則に次の１項を加える。

２３ 令和６年１月１日から同年１２月３１日までの間、第３条第１項の規定の適用については、同項中「８２７，０００円」とあるのは、「７８５，６５０円」とする。

ただし、市長等の退職手当支給条例第３条の規定の適用については、この限りでない。

(病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第４条 病院事業管理者の給与に関する条例（平成２５年西宮市条例第４７号）の一部を次のように改正する。

付則に次の１項を加える。

１４ 令和６年１月１日から同年１２月３１日までの間、第３条第１項の規定の適用については、同項中「８２７，０００円」とあるのは、「７８５，６５０円」とする。

ただし、市長等の退職手当支給条例第３条の規定の適用については、この限りでない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参考)

○提案理由

本市の厳しい財政状況に鑑み、市長、副市長、常勤監査委員、教育長、上下水道事業管理者及び病院事業管理者の給料の減額を行うため。